

平成22年度第1回利益相反マネジメント委員会議事要旨

1. 日 時：平成22年4月23日（金）10：00～10：30
2. 場 所：大学本部棟4階 第一会議室
3. 出席者：平啓介委員長（副学長）、井手孝行副委員長（副学長）、堤純一郎委員（産学官連携推進機構）、狩俣繁久委員（法文学部）、立石庸一（教育学部委員代理）、山崎秀雄委員（理学部）、金子英治委員（工学部）、川本康博委員（農学部）、久保田光昭委員（法務研究科）、沼口邦明委員（総務部長）、小林清一委員（学術国際部長）
4. 陪 席：平良政勝（人事課長代理）、大兼一夫（医学部専門員）、大濱善秀（地域連携推進課長）、照屋智（地域連携推進課長代理）、古堅八紀（地域連携推進課事務補佐員）

※審議に先立ち、平委員長から、本年度より社会連携担当副学長となり宜保委員長の後任として本委員会委員長を務める旨の発言があり、委員の紹介があった。また、資料に基づき大学の利益相反マネジメント体制についての説明があった。

5. 報告及び審議事項

（1）平成21年度利益相反マネジメント実施状況について

- ① 堤 利益相反マネジメントワーキンググループ主査（産学官連携推進機構・副機構長）より、資料1に基づき平成21年度利益相反マネジメント調査結果について以下の報告があった。（定期申告分）
 - ・利益相反マネジメントの実施に当たり、自己申告書を提出させ（回答率約75%）モニタリングを行い84名の潜在的利益相反者があった。
 - ・ワーキンググループにおいて、ヒアリング対象者選出の観点を定め、6名の対象者を選定しヒアリングを実施した。
 - ・ヒアリングの結果、2名については大学へ届出すること、1名については今後のモニタリングによることとし、マネジメントすべき該当者はないことを確認した。
 - ・利益相反マネジメント委員会開催の調整がつかなかったため、ワーキンググループとしての調査結果を宜保委員長に報告し、判定してもらった。
 - ・ヒアリング実施の理由、判定結果及び条件を記載した判定書を、委員長名でヒアリング対象者へ通知した。

<質疑>

平委員長より、ヒアリング対象者のうち2名については何の書類が未提出だったのかとの質問があった。

→ 1人は会社から実験機器の無償供与を受けていた件であり、大学へ届出て資産管理すべきところがされていなかった。もう1人は、会社の役員に就任していたが、無報酬だったため届出なくて良いものだと思います兼業の申請をしていなかった。

② 大兼 医学部専門員より、資料2に基づき医学部における臨床研究に係る利益相反マネジメントの実施状況について以下の報告があった。

- ・臨床研究課題の分担者にも、自己申告書を提出させている。
- ・自己申告書は、最初に、部会長の植田 医学部教授がすべてチェックし、問題ある者に対してのみ部会で審議するという手続きとした。
- ・実施の結果、平成21年度についてはマネジメントすべき該当者はなかった。

(2) 平成22年度利益相反マネジメントの結果について

ワーキンググループ及び審査部会の報告に基づき、平成21年度の自己申告に対し、回避措置すべき該当者はないことを確認した。また、5月の役員会及び教育研究評議会へ実施結果について報告のうえ、ホームページへ掲載し学内外へ公表することとした。

(3) 平成22年度利益相反マネジメント実施スケジュールについて

照屋 地域連携推進課長代理より、資料3に基づき平成22年度利益相反マネジメント実施スケジュール(案)について説明があり、了承された。なお、以下の補足説明があった。

- ・定期自己申告は第一四半期とされているので、5月より準備し、6月実施のうえ、9月のマネジメント委員会で最終判定を行う予定である。
- ・定期申告は年1回だが、定期申告後利益相反の対象事象が発生する場合は随時申告することとなる。カウンセラーへの随時相談の対応もあり、利益相反マネジメント活動は年間を通して行うこととなる。

<質疑>

利益相反マネジメントの実施について、次の意見があった。

① 自己申告書の提出について、アンケートといえどもしつこく催促された。共同研究、受託研究及び兼業については大学へ届出ているにもかかわらず、再度、同じ内容を記入し提出するのは腑に落ちない。もう少し系統的にどこかで一元的に管理できないものか。規程の金額を超える者だけが申告するということから始めても良いのではないか。記入だけでも時間と労力を費やしている。

→ 利益相反状態の有無の判定のための申請と単なる事務的な申請とは違う。大学としてきちんとマネジメントするためには手間を省くものではないと思う。

(平委員長)

② 申告内容を精査し、全教職員提出ということではなく、あくまでも自己の状況を自己判断で提出させてみてはどうか。

→ 大阪大学では関連した企業の未公開株式の件で問題となり、新聞に取り上げられた。大学側の把握が遅く何の情報もないまま大学側の管理を指摘された実例である。このことから、大学としてマネジメントの基準を設定し全教職員を対象として実施する体制を構築した。（平委員長）

→ 利益相反に関しては、マネジメントとして大学側が一括管理しておくことが必要である。確かに自己申告していただくことは手間がかかるが、そこが重要なポイントであって、単なる書類のやりとりではなく自己申告することが重要である。また、自己申告することにより大学が把握していない状況がわかることもあり、より広くマネジメントできる。大学が全教職員を対象としてマネジメントをしているということの事実が重要なのである。（堤主査）

③ 全教職員を対象にして自己申告をしなければならないのであるならば、規程を改正すべきなのではないのか。今の規程では、利益相反状況を自己申告するとなっており、ある金額に該当しない者は申告しなくて良いと解釈してしまう。

→ 現在の自己申告書は、利益相反に該当しない者はNOにチェックする簡単な記載だと思うので当面はこのまま実施していきたい（平委員長）。

【追加資料】 琉球大学における利益相反マネジメント体制

以 上